第十条の四の二第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第十条の四の二第三項」を「第十条の五第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項及び第三項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする特定建物等に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日から第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする年の十二月三十一日までの期間内において、これらの規定に規定する個人に離職者（当該個人の雇用者（次に掲げるものをいう。）であつた者で当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第二項に規定する離職をしたものをいう。）がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

一　個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。次号において同じ。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するもの

二　個人の使用人のうち高年齢被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者をいう。）に該当するもの

第十条の四の二を第十条の五とする。

第十条の五の三第一項中「属する年を」を「属する年及び第十条の五の六第一項に規定する確認を受けた個人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日の属する年を」に改める。

第十条の五の四第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける年、」を削り、「百分の二」を「百分の四」に改め、「（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）」を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号」を「当該各号」に、「特定税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、「調整前事業所得税額」の下に「（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同項第一号中「百分の四」を「百分の五」に、「百分の十五」を「百分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が百分の六以上である場合には、百分の十五）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号イ中「次世代育成支援対策推進法」の下に「（平成十五年法律第百二十号）」を加え、同号ロ中「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の下に「（平成二十七年法律第六十四号）」を加え、同号を同項第二号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）」を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号」を「当該各号」に、「第五項第十一号」を「第四項第九号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「他の者」の下に「（その個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定個人　常時使用する従業員の数が二千人以下の個人をいう。

第十条の五の四第五項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同項第十号を同項第八号とし、同項第十一号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前項」を「前項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、「又は第二項」を削り、「、第一項から第三項まで」を「、第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、「比較教育訓練費の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同項を同条第九項とする。

第十条の五第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「属する年を」を「属する年及び次条第一項に規定する確認を受けた個人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日の属する年を」に、「百分の五十」を「百分の三十」に改め、同条第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の十四」を「生産工程効率化等設備　次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の十

ロ　イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備　百分の五

第十条の五の五第三項第二号を次のように改める。

二　中小事業者以外の個人が事業の用に供した生産工程効率化等設備　次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の八

ロ　イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備　百分の三

第十条の五の五第三項第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の六　青色申告書を提出する個人が、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウエアで、産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定生産性向上設備等（その個人が経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に同条第二十項の確認を受けたものに限る。第四項及び第五項において「特定生産性向上設備等」という。）に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定機械装置等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び第三項において同じ。）をする場合において、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、当該特定機械装置等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）は、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第十項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。